

20 全日兵庫 第 2 号

令和 2 年 4 月 16 日

会員各位

(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南村 忠敬

緊急事態宣言発令に伴う事務局の在宅勤務導入についてのご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当協会運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、兵庫県にも緊急事態宣言が出され、在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進の依頼が国交省からも出されたことに伴い、当兵庫県本部及び各支部事務局も在宅勤務（テレワーク）に係る取組を開始致しました。

現在、業務時間を平日 10 時～16 時としておりますが、兵庫県本部は出勤人数を減らし、各支部は 4 月 21 日（火）以降、事務所を閉めて在宅勤務（テレワーク）にて対応させていただきます。

接触削減のため、お問い合わせは、電話、FAX、メールなどをご利用くださいますようお願い致します。

また、各支部の在宅勤務（テレワーク）による閉局日については、ホームページ等でご案内させていただきますので、ご確認の程宜しくお願い致します。

会員の皆さまにはご不便をお掛け致しますが、現状をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末尾になりますが、会員皆様もご自愛いただき、この国家的危難を乗り越えられますよう、ご祈念申し上げます。

敬 具